

# いじめ防止等対策の取り組みについて

	項目	令和4年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー第1に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	学級担任ガイドの周知を通じ、本校いじめ防止等基本計画により実施した。	引き続き意識啓発を継続する。	—
2	定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	学校いじめ対策委員会を6回開催した。また、同委員会の部会相当である学生相談室ミーティングをほぼ毎月実施し、学生アンケート結果も含めた情報を同委員会メンバーへ共有した。	定期的に開催を継続する。	—
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	11月に本校スクールカウンセラーによる講習会を実施した。	いじめに関する研修の定期的な実施を継続する。令和5年度は11月に実施した。	—
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	学級担任ガイドの周知を通じ、本校いじめ防止等基本計画により実施した。	定期的な周知を継続する。	—
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。	学級担任ガイドの周知を通じ、本校いじめ防止等基本計画により実施した。	いじめを把握するための学生対象アンケートの実施時期等に合わせた定期的な学内周知のほか、学内グループウェアにて日常的に閲覧できる体制を継続する。	—
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	同委員会の部会相当である学生相談室ミーティングをほぼ毎月実施し、運営会議に報告し情報把握に努めた。	いじめに限らず、様子が気になる学生がいる場合は、学生相談室への情報提供や学科等内での情報共有を呼びかけている。	—
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	本校いじめ防止等基本計画及びいじめ対策委員会規則に定めている。	年度当初に定期的な周知を継続する。	—
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。	学生相談室ミーティングをほぼ毎月実施し、関係教職員で共有している。	日常的な情報共有を継続する。	—
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっていたかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか。	検証を行い、令和5年度のいじめ防止プログラムに反映した。	引き続き、年度ごとに検証する	令和5年4月
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	年4回実施し、その結果を教職員間で共有している。	日常的な情報共有を継続する。	—
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。	スクールカウンセラーを学校いじめ対策委員会構成員とし、関係教職員で情報共有している。	日常的な情報共有を継続する。	—
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	当年度は全学年に対し、主にSNSをテーマにした講習会を実施した。	今後も定期的な実施を継続する。	—
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深めるための取組を実施している。	当年度は全学年に対し、主にSNSをテーマにした講習会を実施した。	学年別関連講演会の実施のほか、いじめを把握するための学生対象アンケートの実施を通じて、学生がいじめに対する理解を深めるための取り組みを継続する。	—
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取組を推進している。	学生向け配付資料に、いじめなどの行為を目にした場合の相談先や身近で悩みを抱えた人がいるときの接し方などの内容を盛り込んで、学生が自ら考える一助としている。	資料配付による呼びかけを継続すると共に、学生会を主体とした企画の立案を働きかける。	令和6年度
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	本校ホームページにいじめ防止基本計画等の取組を掲載し、周知している。	定期的な周知を継続する。	—
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	本校いじめ防止等基本計画に記載している。	事案ごとの対応方針が決定次第、委員会から保護者へ方針を伝えることを徹底する。	—
17	外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等)で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	参与会(外部有識者会議、2/14)において本校のいじめ防止の取組等について説明し、質疑応答を行った。	外部有識者が出席する参与会においていじめ防止等基本計画や取組の内容を説明する予定。	—
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	本校いじめ防止等基本計画に記載している。	事案発生時に速やかな連携がとれるよう、校長はじめ執行部で意識共有をしている。	—

# 長野高専 いじめ防止プログラム

2024.5.2

		4月	5月	6月	7月	8月	9月
			春のいじめ防止月間				
未然防止	研修						
	学生向け講習会		○(1) ○(4)				
	保護者等への周知	保護者向けパンフ配付					
早期発見	アンケート			第1回実施		第2回実施	
	情報交換		学校いじめ対策委員会開催		学校いじめ対策委員会開催		学校いじめ対策委員会開催
	個人面談	随時	随時	随時	随時	随時	随時
評価・検証		事案対処評価・検証	事案対処評価・検証	事案対処評価・検証	事案対処評価・検証	事案対処評価・検証	事案対処評価・検証

		10月	11月	12月	1月	2月	3月
			秋のいじめ防止月間				
未然防止	研修		○(3)				
	学生向け講習会		○(2) ○(4)				
	保護者等への周知	保護者懇談会にて周知					
早期発見	アンケート			第3回実施		第4回実施	
	情報交換		学校いじめ対策委員会開催		学校いじめ対策委員会開催		学校いじめ対策委員会開催
	個人面談	随時	随時	随時	随時	随時	随時
評価・検証		事案対処評価・検証	事案対処評価・検証	事案対処評価・検証	事案対処評価・検証	事案対処評価・検証	年間評価・検証

学校いじめ対策委員会は、原則的に、2ヵ月に一度、運営会議に併せて開催する

○(1) 心のケア講習会・SNS講習会に併せて開催する

○(2) 生と性の講習会に併せて開催する

○(3) スクールカウンセラー等による研修会を教員会議に併せて開催する

○(4) 学生会によるいじめ防止啓発活動

口頭、電話、メール、アンケート調査など

日常的な見守りと気づき、情報共有  
担任、学生相談室、保健室、寮など多面的に対応

## いじめの覚知

情報集約

いじめ発覚後  
24時間以内に速報

### 学校いじめ対策委員会

早期発見、早期対応、解消・解決のために組織的に方針を決定し実行する

#### いじめの認知

校長、副校長、学生相談室長、系（院）長、事務部長、学生課長、看護師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（担任、科目担当者）

- 情報共有
- 対処方針の決定

高専機構本部  
いじめ対応支援  
チーム

報告

支援  
指導  
助言

#### 事実の把握

（丁寧な事実確認・聞き取り）

#### 関係者の 指導・支援・連携

#### 事後指導

被害学生の保護、  
ケア、支援

**被害者の苦痛を  
徹底的に排除**

加害学生への指導等

周囲の学生への指導

クラス、学年、  
寮等への全体指導

ケア

指導

説明

連携

被害学生・保護者への説明  
加害学生・保護者への説明  
保護者との協力関係づくり

重大  
事態

高専  
機構  
対応  
フロー  
参照

### 再発防止に向けての取り組み

- ① 事案対応における振り返り・分析
- ② 被害・加害学生のアフターケア
- ③ 特別活動等での人権教育における全体指導
- ④ 寮生研修等での指導

十分な検証と実例に基づいた研修、次に活かす

# 長野高専 いじめ防止等基本計画 PDCAサイクル

